

株 主 各 位

兵庫県神戸市中央区港島6丁目6番2号

株式会社 キムラタン

取締役社長 浅 川 岳 彦

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月25日(月曜日)午後6時までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島南町7丁目1番5号
ニチイ学館神戸ポートアイランドセンター 3F大会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第49期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

議 案 監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - (日) 連結計算書類の連結注記表
 - (月) 計算書類の個別注記表
 - ◎議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。
委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
 - ◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)にて、修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。
 - ◎今夏の電力需給に鑑み、当社株主総会におきましても、照明および空調等において節電に努めさせていただきますと存じます。当日はクールビズにて対応させていただきますのでご了承ください。誠に申し上げますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

第49回定時株主総会の決議の結果につきましては、書面による決議通知はお送りいたしませんのでご了承ください。決議の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により甚大な影響を受けましたが、サプライチェーンの回復は急ピッチに進み、自粛ムードも和らぎを見せ、また、節電関連商品の消費が上向き、経済にも回復の動きが見られました。

一方で、欧州債務問題による世界経済の減速懸念や米国経済の悪化懸念から急激な円高が進行し、さらに10月に発生しましたタイの洪水により、回復基調にあった企業活動も一時足踏みすることとなりましたが、年度終盤には長期化が懸念された円高も一段落したものの、景気は依然として厳しく、先行き不透明感が続きました。

アパレル業界におきましては、震災の影響による消費マインドの冷え込みは、復興需要などに支えられて予想以上に早く回復したものの、全般的にはデフレ基調が続き企業間格差が広がり始めております。

このような状況下で、当社グループは、当期において直接的に消費者に向き合う「リテール」事業と、得意先に卸販売する「ホールセール」事業とに既存の業態を整理し、ブランド・組織・人員を2分する組織改編を行いました。両事業の収益構造の確立を目指して、それぞれの顧客から求められる製品とサービス、オペレーションを明確にし、専門化、運営力向上に取り組んでまいりました。

消費者と直接向き合うリテール事業は、既存のショップ業態に前期に開設した百貨店インショップを包含し、N E T業態、今春よりスタートした百貨店fasショップの3業態を中心に、サービスの質を高めながら客数の増加を目指してまいりました。得意先に卸販売するホールセール事業では、「価値が価格を上回る」商品開発に注力するとともに、得意先数の拡大に取り組んでまいりました。

売上高は、前年同期比8.6%増の48億8百万円となりました。リテール事業では、ショップ業態の既存店及びN E T業態が年度を通じて好調に推移し、新規出店につきましても、当初計画を上回るペースで開設を実施いたしました。ホールセール事業に関しましては、受注拡大に向けた新規取引先の開拓、既存得意先におけるシェア拡大、新ブランド「マザーグース」の販路拡大に取り組んでまいりました。

売上総利益につきましては、前年同期比8.1%増の22億82百万円となり、売上総利益率は47.5%となりました。一方で、販売費及び一般管理費につきましては、前年同期比7.3%増の22億5百万円となりました。店舗数増加による人員増に加え、店舗家賃、物流費等の変動費増がありましたが、固定費には大きな変動はなく、売上高販管費率は、前年同期に対し0.5ポイント減少の45.9%となりました。

以上の結果、営業利益は前年同期比38.6%増の76百万円となり、経常利益は前

年同期比28.0%増の43百万円となりました。当期純利益は、f a s ショップ及び直営店の閉店に係る損失等を特別損失に計上しましたが、前期に発生した資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額や災害による損失がなくなったことから、前年同期比80.4%増の21百万円となり、2期連続で最終利益を計上し、かつ売上並びに各利益段階で増収増益を確保することができました。

＜リテール事業＞

ショップ業態におきましては、品揃え、売場づくり、接客等のサービス力を高めるとともに、「値下げ率」のさらなる低減と「消化率」の向上を目指してオペレーション力の一層の強化に注力し、当社ショップの収益構造の確立を目指してまいりました。また、製品面におきましては、アイテム編集型のトレンド提案と単品強化を通じてトドラ（4歳～7歳児）の拡大を図りました。その結果、既存店売上高は前年同期比5.8%増と堅調な推移となりました。加えて、店舗のスクラップ&ビルドも推進し、当期において15店舗の開設と6店舗の閉店を実施し、当期末の店舗数は136店舗となりました。以上の結果、ショップ業態の全店ベースの売上高は、前年同期比9.2%増の27億89百万円となりました。

N E T 業態におきましては、平成23年秋にオンラインストアの全面リニューアルを実施し、さらにお買物しやすいサイトへと一新するとともに、アウトレット販売を一層強化してまいりました。その結果、転換率（買上客数÷アクセス客数）は前年同期比22.3%増、購買客数は前年同期比30.6%増、客単価は前年同期比7.5%増となり、売上高は前年同期比38.5%増の3億62百万円と大きく伸びました。

国内販売の新たな成長戦略のひとつとして、平成23年春よりスタートいたしました「f a s」ブランドの百貨店ショップにつきましては、全国で7店舗を展開いたしました。しかしながら、売上高は1億41百万円と目標を下回る低調な推移となり、収益構造確立への将来展望が低いことから、遺憾ながら平成24年2月末をもって全店撤退いたしました。

以上の結果、リテール事業全体の売上高は前年同期比8.5%増の33億35百万円となり、事業段階でのセグメント利益は3億19百万円となりました。

＜ホールセール事業＞

ホールセール事業では、価値ある製品の提供とともに、新規得意先の開拓、既存得意先におけるシェア拡大に注力してまいりました。また、新ブランド「マザーグース」の販路開拓や基幹ブランドである「ビケット」のジュニアサイズの開発、顧客の利便性の向上と新規の獲得を目指したWEB受注システムの充実にも取り組んでまいりました。GMS（総合スーパー）販路への販売につきましては、相手先のプライベートブランド拡大に伴い、基幹ブランド「ビケット」の販売は若干減少しましたが、バリュープライス企画商品の扱いが大幅増となりました。専門店販路につきましては、新規得意先の開拓、大手量販専門店や雑貨店との取り組み強化が順調に進行しました。加えて、新ブランド「マザーグース」の販路拡大と、バリュープライス企画商品の受注増も売上増に寄与することとなりました。

以上の結果、ホールセール事業全体の売上高は前年同期比9.0%増の14億73百万円となり、事業段階でのセグメント利益は67百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は、有形固定資産14百万円、無形固定資産6百万円で、その主なものは直営店舗の設備の改装、N E T販売の撮影用機材の新設、展示会W E B受注システムの新設であります。

(3) 資金調達の状況

短期借入金につきましては、運転資金として、(株)みずほ銀行より平成23年3月に借り入れました50百万円は平成24年3月に借り換えを行いました。

長期借入金につきましては、運転資金として、(株)山陰合同銀行より平成23年7月に100百万円、(株)みずほ銀行より平成24年3月に100百万円の借入れを行いました。

なお、平成22年9月に運転資金として、S B I キャピタルソリューションズ(株)より借り入れました80百万円については、平成24年2月に全額返済いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第46期 (平成21年3月期)	第47期 (平成22年3月期)	第48期 (平成23年3月期)	第49期 (当連結会計年度) (平成24年3月期)
売 上 高 (百万円)	—	4,180	4,429	4,808
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	—	△30	33	43
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	—	△74	2	21
1株当たり当期純 利益又は1株当 り当期純損失(△) (円)	—	△0.11	0.00	0.03
総 資 産 (百万円)	—	1,594	1,776	1,976
純 資 産 (百万円)	—	1,046	1,048	1,070

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。
2. 第46期は連結計算書類を作成していないため、企業集団の財産及び損益の状況について記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第46期 (平成21年3月期)	第47期 (平成22年3月期)	第48期 (平成23年3月期)	第49期 (当事業年度) (平成24年3月期)
売 上 高 (百万円)	4,972	4,180	4,413	4,808
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△555	△29	32	37
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△934	△74	2	18
1株当たり当期純 利益又は1株当 り当期純損失(△) (円)	△1.77	△0.11	0.00	0.02
総 資 産 (百万円)	1,702	1,594	1,776	1,976
純 資 産 (百万円)	683	1,046	1,048	1,067

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。

(5) 対処すべき課題

日本市場が縮小を余儀なくされるなか、私ども子供服市場もまた全体として縮小せざるをえませんが、それ以上に競合する事業者も縮小を余儀なくされるきわめて厳しい経営環境にあります。このような環境下にはありますが、「存在理由のある企業は必ず勝ち残る」と強く認識しております。世の中に子供が生まれてくる以上、当社のシェアを拡大し、大きく成長する余地は十分にあるものと考えております。

次年度(平成25年3月期)は、「事業規模拡大」の前段階としての「整備の年」と位置づけ、将来に向けた施策としては事業部別に6つの課題に取り組んでまいります。

＜リテール事業＞

- ① ショップ事業の店舗拡大に伴い増加する在庫の消化能力を引き上げる店頭インフラの再整備を行います。
- ② 直営店向けに将来の新型店舗発進のための新ブランドを開発します。
- ③ 好調なNET販売における、さらなる拡大のために商品取扱量を増強します。

＜ホールセール事業＞

- ① 取引先安定化と増加のための商品諸施策を実施します。
- ② 新規取引先開拓と既存取引先のシェア拡大を行います。
- ③ 海外市場の取引拡大を模索します。

さらに、これらの課題をより実効的に推進すべく「統合本部」を設置する組織改編を実施し、以下の3つのテーマを事業横断的に実行してまいります。

＜3つのテーマ＞

- ① コスト改革
収益性を向上させるための原価率の低減と生産背景の再整備を行います。
- ② ディストリビューション改革
在庫の効率的販売により、商品消化率を向上させて在庫を圧縮します。
- ③ システム改革
システム全体を見直し、業務の効率化を図ります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社キムラタンリテール	1百万円	100.0%	当社店舗における販売業務の受託

(7) 主要な事業内容(平成24年3月31日現在)

当社グループは、ベビー・子供の衣料、服飾関連雑貨製品等の企画、製造及び販売を事業内容としております。

区 分	主 要 品 目
ア パ レ ル 事 業	ベビー・子供衣料全般 ベビー・子供服飾雑貨全般 ベビー用寝具、浴用品

(8) 主要な営業所及び工場(平成24年3月31日現在)

当 社	本 社	兵庫県神戸市
	営業所	東京都港区

(9) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員の状況(平成24年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
282名	5名減

- ② 当社の従業員の状況(平成24年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69名	11名減	41歳7ヵ月	11年0ヵ月

(注) 従業員数は、就業人員を記載しており、子会社への出向者9名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額(平成24年3月31日現在)

借 入 先	借入金残額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	148百万円
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	77百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成24年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- (2) 発行済株式総数 790,010,768株(自己株式82,333株を除く)
- (3) 株主数 23,816名
- (4) 上位10名の大株主

株 主 名	持株数	持株比率
株 式 会 社 ウ ィ ン フ ィ ー ル ド	7,500 ^{千株}	0.94 [%]
有 限 会 社 協 和 商 事	5,743	0.72
一 條 敏 武	4,680	0.59
大 塚 二 美 夫	4,520	0.57
御 所 野 侃	4,501	0.56
小 西 静 馬	4,418	0.55
片 岡 房 雄	4,135	0.52
戸 口 田 勝 富	3,000	0.37
渡 邊 勝	3,000	0.37
長 尾 健 一	2,752	0.34

(注) 持株比率は、自己株式(82,333株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成24年3月31日)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
浅 川 岳 彦	代表取締役社長 主席執行役員	
岡 村 秀 信	取締役執行役員	
木 村 裕 輔	取締役執行役員	
竹 辺 圭 祐	取締役	
高 田 新 一	常勤監査役	
林 邦 雄	監査役	
軸 丸 欣 哉	監査役	株式会社平和堂 社外監査役

- (注) 1. 取締役竹辺圭祐氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社大阪証券取引所に独立役員として届けております。
2. 監査役林邦雄氏及び軸丸欣哉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、林邦雄氏は、株式会社大阪証券取引所に独立役員として届けております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

平成23年6月24日開催の第48回定時株主総会において、岡村秀信氏が取締役を選任され、高田新一氏が監査役を選任され、就任いたしました。

② 退任

平成23年6月24日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役松本一成氏は退任いたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役(うち社外取締役)	4名(1名)	27百万円
監査役(うち社外監査役)	4名(2名)	14百万円
合 計	8名(3名)	42百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査役4名のうち1名は、平成24年6月24日に退任されました松本一成氏を含んでいます。
3. 上記報酬等のうち、社外取締役1名、社外監査役2名の報酬等の合計額は18百万円であります。
4. 昭和61年4月28日開催第22回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額15百万円とすることで決議いただいております。また、平成6年6月29日開催第31回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額5百万円とすることで決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役軸丸欣哉氏は、株式会社平和堂の社外監査役であります。株式会社平和堂は、当社の主要な得意先であり、当社製品を販売しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社 外 取締役	竹辺圭祐	当期開催の取締役会14回(うち定例取締役会は13回)中14回に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監査役	林 邦雄	当期開催の取締役会14回(うち定例取締役会は13回)中13回に出席し、主として経営管理的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当期開催の監査役会11回中10回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。
	軸丸欣哉	当期開催の取締役会14回(うち定例取締役会は13回)中14回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当期開催の監査役会11回中11回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円または法令で規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

神明監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	16百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の附議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそのを審議いたします。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する概要

当社は、業務の有効性・効率性の向上、法令・定款の遵守、財務報告の信頼性確保、資産の保全の目的を達成するために、取締役会において、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を決定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は就任に当たり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出し、忠実にその職務を行わなければならない。
- ②取締役は、自らのなす重要な非通例の取引、会社との取引等については、取締役会の決議を経なければならない。
- ③監査役は業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認するとともに、監査計画に基づき業務監査を実施し、必要な改善措置を取締役に勧告しなければならない。
- ④監査役は取締役会に出席し、取締役の出席及び審議の状況を確認しなければならない。
取締役は、コンプライアンスおよびリスク管理に必要な体制・規則を整備し、その遵守と徹底に努めなければならない。
- ⑤前項の目的のために、当社はコンプライアンス室を置く。
- ⑥コンプライアンス室は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する基本事項を整備するとともに、内部監査を実施し、改善・向上を推進しなければならない。
- ⑦取締役は、法令違反行為の予防のために、コンプライアンス室を事務局とする内部通報制度を設置、活用する。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役は、取締役会規則及び文書保存規則に基づき、取締役会の決定に関する記録を作成保存し、決裁文書については永年保存しなければならない。
- ②前項の記録及び文書については、監査役の要求があった場合、取締役は速やかに提出しなければならない。

(3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ①コンプライアンス、環境、災害、品質、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行わなければならない。
- ②新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は取締役社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。
- ③リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに監査役に報告しなければならない。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要事項について、会議の開催による多面的な検討を経て慎重に決定するための仕組みとして、取締役会規則を定める。

②採算管理の単位である事業部においても、重要事項は会議で検討を行うこととする。

目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各事業部門の目標値を年度予算として策定し、予算に基づく業績管理を行うこととする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

就業規則他の周知を図るため、担当取締役はこれを使用人等に掲示しなければならない。

取締役社長は、毎年度策定している社長方針において、法令順守を強調し、必要に応じて、全ての使用人等に書面で配布・徹底を図ることとする。

(6) 当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループは、キムラタングループが目指すべき共通の価値観、行動基準をグループ全体で共有する。

②グループ会社は、第4条に定める内容に準じた規則・体制の整備を図るものとする。

グループ会社は、当社のコンプライアンス室及び監査役による監査に誠実に対応しなければならない。

③当社及びグループ会社では、グループ内の取引を公正な市価にて行うこととする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の規模及び業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置しない。但し、監査役が補助者を必要とするときは、担当取締役にその旨を連絡し、担当取締役は必要な措置を講ずるものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請によって、その職務を補助することとなった使用人については、担当取締役から上長に対して業務上の配慮を要請するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、取締役会に附議、報告された案件について遅滞なく監査役に報告することとする。
コンプライアンス室は、内部監査の方針・計画を事前に監査役に説明し、実施結果については、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- ②コンプライアンス室は、内部通報制度による通報の状況について適宜、監査役に報告することとする。
- ③取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告しなければならない。
- ④取締役及び使用人から監査役への報告は、常勤監査役への報告をもって行うこととする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会ほか重要会議に出席し、必要なときは意見を述べなければならない。
- ②監査役は、監査役監査の計画と結果を取締役社長に適宜、報告することとする。
- ③監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施するものとする。
- ④監査役は、会計監査人の独立性を確保するために、会計監査人の監査計画について事前に報告を受け、また、監査結果についても、適宜報告を受けることとする。
- ⑤監査役は、監査及び会計に関する知識の習得に努めなければならない。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「キムラタンコンプライアンス方針」に従い、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、コンプライアンス研修の機会を通じて、全社員に対して、経営理念および行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育および啓蒙活動ならびに損失の危険の管理に関する教育を実施し、それぞれの意識向上および定着を図っております。また、経営理念・基本方針・行動規範を携行用「キムラタン手帳」に記載し、全社員に配布することにより、その内容の周知徹底を図っております。

さらに、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、行動規範について解説を加え、より具体的な遵守項目を列挙した手引書を全社員に配布しています。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,832	流 動 負 債	773
現金及び預金	229	支払手形及び買掛金	424
受取手形及び売掛金	750	短 期 借 入 金	50
商品及び製品	814	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	47
仕 掛 品	8	未 払 金	145
原材料及び貯蔵品	32	未払法人税等	9
そ の 他	12	返品調整引当金	8
貸 倒 引 当 金	△15	ポイント引当金	4
		そ の 他	82
固 定 資 産	143		
有形固定資産	61	固 定 負 債	132
建物及び構築物	11	長 期 借 入 金	128
機械装置及び運搬具	2	資 産 除 去 債 務	3
工具、器具及び備品	46		
無形固定資産	23	負 債 合 計	906
ソフトウェア	12	純 資 産 の 部	
そ の 他	11	株 主 資 本	1,070
投資その他の資産	59	資 本 金	903
破産更生債権等	432	資本剰余金	221
差 入 保 証 金	30	利益剰余金	△50
そ の 他	6	自 己 株 式	△4
貸 倒 引 当 金	△409	純資産合計	1,070
資 産 合 計	1,976	負債及び純資産合計	1,976

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高 ☒		4,808
売 上 原 価		2,531
売 上 総 利 益		2,277
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		14
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		8
差 引 売 上 総 利 益		2,282
販売費及び一般管理費		2,205
営 業 利 益		76
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
消 費 税 差 益 ☒	8	
そ の 他	4	13
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
為 替 差 損	2	
そ の 他	31	46
経 常 利 益		43
特 別 利 益		-
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 ☒	10	
店 舗 閉 鎖 損 失 ☒	1	
災 害 に よ る 損 失 ☒	0	
そ の 他 ☒	1	13
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 ☒		30
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8	
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 ☒		21
当 期 純 利 益		21

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計
平成23年4月1日期首残高	903	221	△72	△4	1,048
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			21		21
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	21	△0	21
平成24年3月31日期末残高	903	221	△50	△4	1,070

項 目	純資産合計
平成23年4月1日期首残高	1,048
連結会計年度中の変動額	
当期純利益	21
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	－
連結会計年度中の変動額合計	21
平成24年3月31日期末残高	1,070

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	1 社
主要な連結子会社の名称	株式会社キムラタンリテール

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品・仕掛品……個別法

原材料……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金……販売済商品及び製品の期末日後の返品による損失に備えるため、期末以前2ヵ月間の売上高に実績率を乗じた金額を計上しております。

③ ポイント引当金……当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

譲渡担保資産

売掛金 213百万円

担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金 33百万円

長期借入金 44百万円

合計 77百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 268百万円

3. 受取手形割引高 31百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	790,093,101	－	－	790,093,101

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	82,112	221	－	82,333

(注) 自己株式の株式数の増加221株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、借入により資金を調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理ルールに従い、取引先ごとの回収及び残高管理を行い、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日です。借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	229	229	－
(2) 受取手形及び売掛金	750	734	△15
(3) 破産更生債権等	432	22	△ 409
資 産 計	1,412	987	△ 424
(4) 支払手形及び買掛金	424	424	－
(5) 短期借入金	50	50	－
(6) 未払金	145	145	－
(7) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	176	169	△7
負 債 計	796	789	△ 7

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されますが、一部の売掛先については、信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。
- (3) 破産更生債権等
これらは信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。
- (4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金並びに(6)未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1.33円
1株当たり当期純利益	0.03円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月14日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	竹川 正剛	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	角橋 実	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成24年 3 月31 日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,831	流 動 負 債	776
現金及び預金	229	買 掛 金	424
受 取 手 形	34	短 期 借 入 金	50
売 掛 金	715	1 年内返済予定の 長 期 借 入 金	47
商品及び製品	814	未 払 金	193
仕 掛 品	8	未 払 費 用	13
原材料及び貯蔵品	32	未払法人税等	7
前 渡 金	1	未払事業所税	1
前 払 費 用	2	未払消費税等	16
未 収 入 金	2	預 り 金	8
そ の 他	5	返品調整引当金	8
貸倒引当金	△15	ポイント引当金	4
固 定 資 産	144	固 定 負 債	132
有形固定資産	61	長 期 借 入 金	128
建 物	11	資 産 除 去 債 務	3
機械及び装置	0		
車 輜 運 搬 具	2		
工具、器具及び備品	46	負 債 合 計	909
無形固定資産	23	純 資 産 の 部	
商 標 権	0	株 主 資 本	1,067
ソフトウェア	12	資 本 金	903
電話加入権	10	資本剰余金	221
投資その他の資産	60	資 本 準 備 金	221
関係会社株式	1	利 益 剰 余 金	△53
破産更生債権等	432	その他利益剰余金	△53
長期前払費用	5	繰越利益剰余金	△53
差 入 保 証 金	30	自 己 株 式	△4
そ の 他	1	純資産合計	1,067
貸倒引当金	△409		
資 産 合 計	1,976	負債及び純資産合計	1,976

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,808
売 上 原 価		2,531
売 上 総 利 益		2,277
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額 ☒		14
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額 ☒		8
差 引 売 上 総 利 益		2,282
販売費及び一般管理費		2,207
営 業 利 益		75
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
そ の 他	8	8
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
為 替 差 損	2	
そ の 他	31	46
経 常 利 益		37
特 別 利 益		-
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
店 舗 閉 鎖 損 失	1	
災 害 に よ る 損 失	0	
そ の 他	1	13
税 引 前 当 期 純 利 益		23
法人税、住民税及び事業税	5	
当 期 純 利 益		18

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

項 目	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主 資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成23年4月1日期首残高	903	221	－	221	△71	△71	△4	1,048
事業年度中の変動額								
当期純利益					18	18		18
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)								－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	18	18	△0	18
平成24年3月31日期末残高	903	221	－	221	△53	△53	△4	1,067

項 目	純資産合計
平成23年4月1日期首残高	1,048
事業年度中の変動額	
当期純利益	18
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)	－
事業年度中の変動額合計	18
平成24年3月31日期末残高	1,067

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品・仕掛品……個別法

原材料……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金……販売済商品及び製品の期末日後の返品による損失に備えるため、期末以前2ヵ月間の売上高に実績率を乗じた金額を計上しております。

③ ポイント引当金……当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

譲渡担保資産

売掛金 213百万円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 33百万円

長期借入金 44百万円

合計 77百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 268百万円

3. 受取手形割引高 31百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債務 59百万円

5. 取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権・債務

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 518百万円

業務委託料 522百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	82,112	221	－	82,333

(注) 自己株式の株式数の増加221株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(平成24年3月31日)

繰延税金資産

返品調整引当金 3百万円

貸倒引当金 861

資産除去債務 0

差入保証金 3

繰越欠損金 2,527

その他 4

繰延税金資産小計 2,700

評価性引当額 2,700

繰延税金資産合計 －

繰延税金資産の純額 －

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)キムラタン リテール	当社商品の 販売代行	所有 直接 100%	役務の受入 役務の提供	業務委託取引 事務代行取引	518 3	未払金 未収入金	59 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、当社が提示する価格を基礎として、交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	浅川岳彦	当社 代表取締役	被所有 直接 0.0%	債務被保証	当社銀行 借入に対する 債務被保証	98	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は兵庫県信用保証協会保証の金融機関借入残高98百万円に対して、代表取締役より債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1.35円

1株当たり当期純利益 0.02円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月14日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士 竹川 正剛 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士 角橋 実 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適切に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」

(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

株式会社キムラタン 監査役会

監査役(常 勤) 高田 新一 (印)

監査役(社外監査役) 林 邦雄 (印)

監査役(社外監査役) 軸丸 欣哉 (印)

以上

株主総会参考書類

議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役林邦雄氏と軸丸欣哉氏の2名は任期満了となります。つきましてはあらためて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴・地位及び重要な重職の状況	所有する当 社の株式数	当社との 特別の 利害関係
はやし くにお 林 邦雄 (昭和22年2月22日生)	昭和48年 4 月 (株)日立製作所企画室入社 平成10年12月 同社業務改革本部室長 平成13年 6 月 ASTI(株)取締役管理本部長 平成15年 4 月 (株)日立システムアンドサー ビス 執行役員 平成16年 6 月 当社監査役就任(現任) 平成17年 4 月 (株)日立システムアンドサー ビス執行役常務社長室長 平成18年 4 月 同社取締役監査委員長 平成22年 8 月 (株)ダイキエンジニアリン グ代表取締役社長	10,000株	なし
じくまる きんや 軸 丸 欣 也 (昭和42年4月30日生)	平成 7 年10月 司法試験合格 平成 8 年 3 月 京都大学法学部卒業 平成10年 3 月 司法修習終了 平成10年 4 月 弁護士登録(大阪弁護士 会所属) (現) 弁護士法人淀屋橋・ 山上合同入所 平成18年 6 月 当社監査役就任(現任)	－株	なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 林邦雄氏、軸丸欣哉氏の両氏は社外監査役候補者であり、林邦雄氏は株式会社大阪証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ています。
3. 林邦雄氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者・監査委員長としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであり、引続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって8年となります。
4. 軸丸欣哉氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであり、引続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 軸丸欣哉氏は平成20年5月より、株式会社平和堂の社外監査役であります。

6. 社外監査役との責任限定契約について

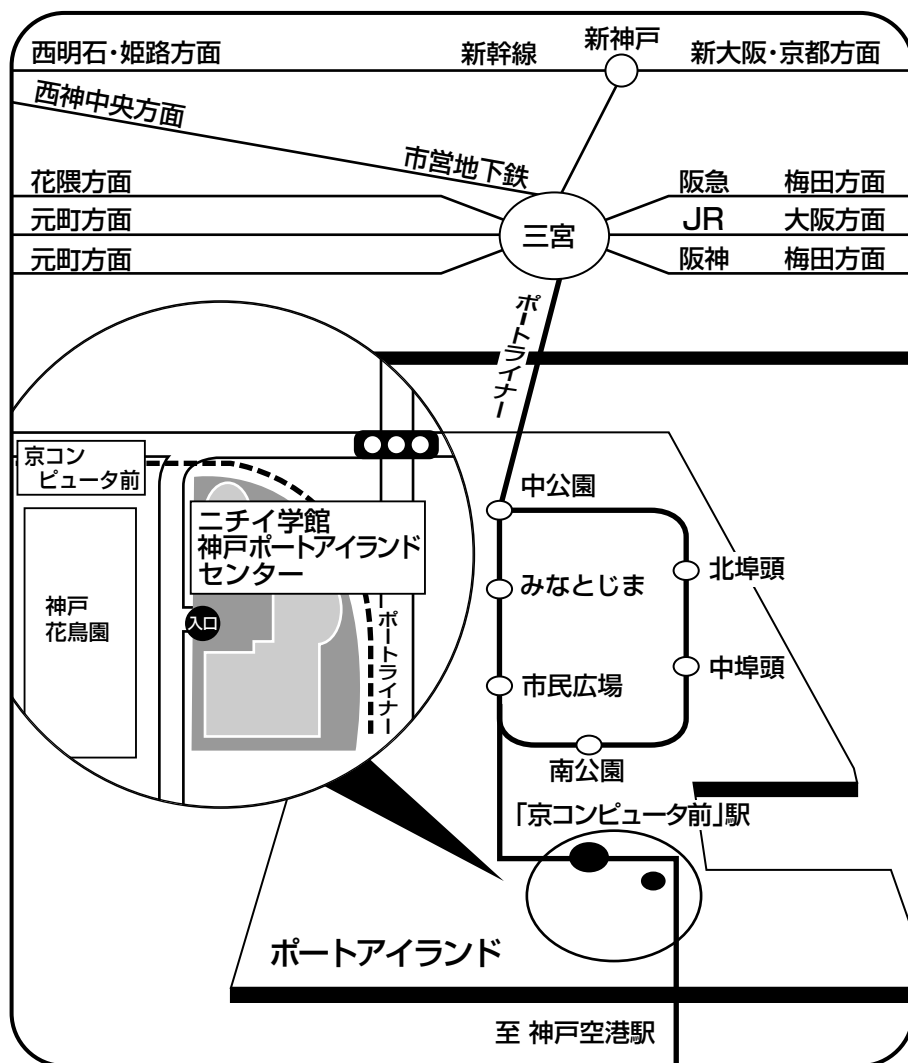
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第40条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。社外監査役候補者である林邦雄氏及び軸丸欣哉氏の再任のご承認をいただいた場合には、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円または法令で規定する額のいずれか高い額としております。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

ポートライナー 神戸空港行 にご乗車いただき「京コンピュータ前駅」下車
東へ徒歩2分

株式会社 キムラタン